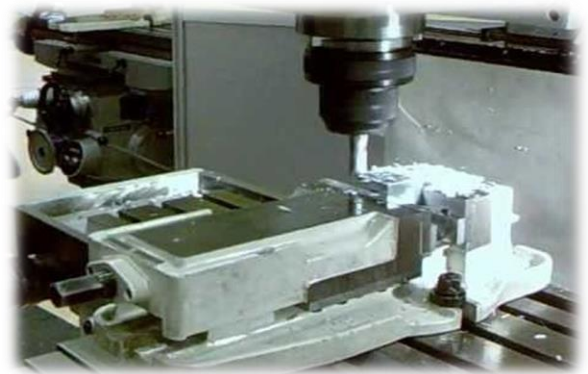
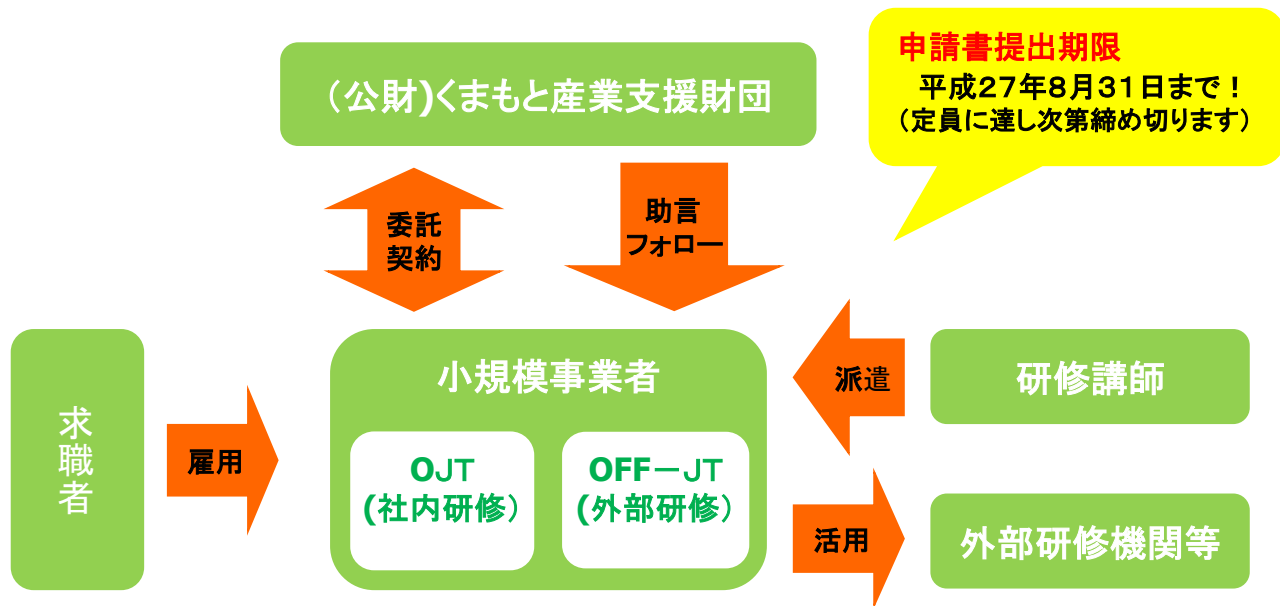


小規模事業者ものづくり人材育成事業



若年失業者等を技術者として雇用し、技術指導・教育訓練等を実施することで、人件費及び研修費を支援します。



- 対象企業 : 食品関係を除く製造業に携わる小規模事業者(従業員20人以下)で、新たに技能・技術を習得させ、若年技術者の確保を目指す企業
- 募集する企業数 : 4社程度(1企業につき新規雇用者1名)
- 雇用の対象者 : ハローワークを通して公募し、原則40歳未満
- 事業の実施期間 : 委託契約締結日から平成28年2月29日まで
※ 申請書類は当財団のHPよりダウンロード出来ます。

詳細の
問合せ先

【公益財団法人くまもと産業支援財団】

人材強化コーディネーター : 上野、有働

E-mail: ueno@kmt-ti.or.jp

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町大字田原2010番地10

TEL:096-289-2438

FAX:096-289-2457



◆委託費の内容

- 1 人件費は以下のとおりとします。
 - ①賃金は、月額22万円(税込み)を標準とする。
 - ②通勤手当は、受託者の給与規定に準ずる
 - ③上記賃金等に係る社会保険料(労働保険料を含む。)の雇用主負担分
- 2 委託費(人件費と研修費の合計)のうち人件費の割合は50%以上とします。
- 3 研修は従業員等による社内研修に偏らず、外部研修を積極的に受講するものとします。
- 4 委託費の上限は、年額**4,600千円**(税込み)とします。なお、事業における雇用期間が1年を下回る場合は、期間率を乗じた額を限度とします。

◆企業の研修費(新規雇用者を対象)として対象になる経費

- 1 社内研修(OJT)の経費
 - ア 新規雇用者を指導する従業員の賃金
 - イ OJTに必要な消耗品費
(作業着、教材費等、新規雇用者が使用するものに限る)
- 2 外部研修(OFF-JT)の経費
 - ア 外部の研修期間での受講料(教材費)及び交通費等
 - イ 企業が外部講師を招いて実施する講師謝金(交通費含む。)及び必要な資材等の経費

(注)研修費は、新規雇用者1名分の経費が委託料の対象となります。

◆委託事業の事務処理

- 1 事務処理方法
 - (1)委託業務で支出した経費は、証拠書類を確認できるよう処理することになります。
 - (2)委託料の収入および支出を記載した帳簿は、他と区分し、経理状況を明確に処理することになります。
- 2 **5年間保管**が必要な帳簿類
 - (1)会計関係帳簿類 総勘定元帳、現金出納帳、証拠書類
 - (2)労働関係帳簿類 労働者名簿(従業員名簿)、出勤簿、賃金(給与)台帳、業務日誌(新規雇用者が舞に記載)等

(注)この事業は雇用創出を目的として行う事業であり、実際に支払った賃金等の額に基づいて精算を行うため、本業務に係る経費とそれ以外の経費について、明確に区分して管理する事。

◆(公財)くまもと産業支援財団との契約等

※重要

- 1 (公財)くまもと産業支援財団は、申請書を受理後、内容を審査のうえ申請企業に採択または不採択の通知をします。
- 2 採択された企業は、速やかに人材の募集を行い、人材を雇用した時点で、順次、(公財)くまもと産業支援財団との契約を締結します。ただし、採択された企業であっても委託契約締結日から3週間以内に雇用できなかった場合は契約を締結できません。また、契約を締結した企業が定員に達した時点で、それ以降の企業とは契約を締結しません。
- 3 本事業は平成27年度分(委託契約締結日から平成28年2月29日まで)の契約を締結します。